

益田市介護保険施設・老人福祉施設等物価高騰対策応援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険施設・老人福祉施設等において、原油価格・物価高騰の影響により費用負担が増大している一方、収入は公定価格で決められている等の事情により高騰分を直ちに価格転嫁することが困難な状況を踏まえ、当該介護保険施設・老人福祉施設等を運営する事業者の費用負担を軽減し、安定したサービスの提供に寄与することを目的として、予算の範囲内において支給する益田市介護保険施設・老人福祉施設等物価高騰対策応援金（以下「応援金」という。）に関し、益田市補助金等交付規則（平成9年益田市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護保険施設・老人福祉施設等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第24項に規定する居宅介護支援の事業を行う事業所、同条第27項に規定する介護老人福祉施設、同条第28項に規定する介護老人保健施設、同条第29項に規定する介護医療院若しくは同法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を行う事業所又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム若しくは同法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。

(支給対象者)

第3条 応援金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、令和8年9月1日現在において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 所在地が益田市にある介護保険施設・老人福祉施設等を運営している事業者
- (2) 島根県知事又は市長に対し、新たに介護保険施設・老人福祉施設等に係る指定等を受けるための申請等をしている事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者とし

ない。

- (1) 益田市暴力団排除条例(平成22年条例第33号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者
 - (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (3) 市税を滞納している者
 - (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業(同条第13項に規定する接客業務受託営業をいう。)を行っている者
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、本応援金の趣旨及び目的に照らして応援金を支給することが適当でないと市長が認める者
- (対象施設)

第4条 応援金の支給の対象となる介護保険施設・老人福祉施設等(以下「対象施設等」という。)は、別表に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する介護保険施設・老人福祉施設等は対象施設等としない。

- (1) 第6条第1項に規定する応援金の支給の申請時点において、廃止され、若しくは休止されている、又は開設されていない介護保険施設・老人福祉施設等
 - (2) 市から指定管理料の支払を受けている介護保険施設・老人福祉施設等
- (支給額)

第5条 応援金の支給額は、別表の対象施設等の区分ごとに応じた基準額により算定した額とする。

(支給の申請)

第6条 応援金の支給を受けようとする支給対象者(以下「申請者」という。)は、益田市介護保険施設・老人福祉施設等物価高騰対策応援金支給申請書兼請求書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 応援金の支給の申請は、1対象施設等につき1回とする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、支給の決定が行われるまでの間、当該申請を取り下げることができる。

(申請の期間)

第8条 応援金の支給の申請ができる期間は、令和8年9月18日から同年12月7日までとする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、応援金の支給の可否を決定するとともに、当該決定の内容を益田市介護

保険施設・老人福祉施設等物価高騰対策応援金支給等決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（決定の取消し及び応援金の返還）

第10条 市長は、前条の規定による応援金の支給の決定をした申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該応援金の支給決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に支給した応援金があるときは、当該取消しに係る部分の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に規定する支給対象者の要件に該当しないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により応援金の支給決定を受けたとき。
- (3) その他市長が応援金を支給することが適当でないと認めたとき。

（公表）

第11条 市長は、不正受給その他の不正な行為があると認めるときは、申請者の名称、代表者名、応援金の内容等について公表することができる。

（申請内容の情報提供）

第12条 市長は、公益上特に必要があると認めるときに限り、国その他の関係機関に対し、個人情報を含む応援金の支給に係る情報を提供することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、応援金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年9月18日から施行する。
（失効）
- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日前に支給の決定を受けた応援金に係る第10条から第12条までの規定は、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条、第5条関係）

対象施設等	基準額
介護医療院	1施設につき 定員 30人未満 180,000円 30人以上50人未満
介護老人保健施設	
介護老人福祉施設	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

特定施設入居者生活介護（老人福祉法第29条に規定する有料老人ホームにおいて、サービスを提供する者に限る。）	270,000 円 50人以上100人未満 405,000 円
軽費老人ホーム	100人以上
養護老人ホーム	540,000 円
認知症対応型共同生活介護	1ユニットにつき 90,000 円
訪問介護	1施設（事業所）につき 45,000 円
訪問入浴介護	
訪問看護（介護保険法第71条及び第115条の11の規定によるみなし指定を受けている事業所を除く。）	
訪問リハビリテーション（介護保険法第71条及び第115条の11の規定によるみなし指定を受けている事業所を除く。）	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
通所介護	
通所リハビリテーション（介護保険法第71条及び第115条の11の規定によるみなし指定を受けている事業所を除く。）	
地域密着型通所介護	
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	
第1号通所事業（通所介護又は地域密着型通所介護と一体的に実施している事業所を除く。）	
居宅介護支援	
福祉用具貸与	